

静岡県告示第183号

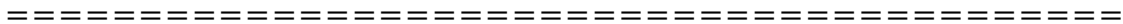
令和4年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月15日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	足柄停車場 富士公園線	駿東郡小山町須走字中ノ沢 395番の12から	前	㉠ 5.0～9.9	519.0
		駿東郡小山町須走字滝ノ沢 306番の2まで	後	㉠ 5.0～9.9 ㉡ 4.0～12.8	519.0



静岡県告示第184号

令和4年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月15日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	須走御殿場線	駿東郡小山町須走字滝ノ沢 306番の2から	前	㉠ 5.0～9.9	519.0
		駿東郡小山町須走字中ノ沢 395番の12まで	後	㉠ 5.0～9.9 ㉡ 4.0～12.8	519.0